

葛飾区保育所の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

葛飾区長

葛飾区条例第16号

葛飾区保育所の設置等に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区保育所の設置等に関する条例（昭和36年葛飾区条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第7号を同項第8号とし、同項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業

第2条第3項中「及び同項第7号」を「、同項第7号に規定する乳児等通園支援事業及び同項第8号」に改める。

第5条第1項中「する保育」の次に「又は同項第7号に規定する乳児等通園支援事業」を加える。

第6条の見出しを「（休日保育、年末年始保育、病後児保育及び乳児等通園支援事業の保育料等）」に改め、同条第1項中「又は病後児保育」を「、病後児保育又は乳児等通園支援事業」に、「保育料」を「保育料等」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 乳児等通園支援事業の利用に係る承認を受けた者 時間額300円を超えない範囲内において規則で定める額

第6条第2項中「保育料」の次に「又は同項第3号に定める利用料」を加える。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。